

# 愛媛県地域福祉支援計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

- ・ 少子高齢化や核家族化の進行等により、自助・互助機能が低下
  - ・ 縦割りの公的な支援では対応が困難な福祉課題が増加
- ⇒地域共生社会（※）の実現に向けた取組みの推進が必要



○現下の状況を踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組みを着実に進めるため、**「愛媛県地域福祉支援計画」**を策定

※地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 2 計画の位置付け

- ・ 社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」
- ・ 市町が策定する「地域福祉計画」や地域福祉に関する取組みを広域的な視点から支援

## 3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

（※地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直し）

## 4 計画の基本的な考え方

### 【基本理念】

地域住民や関係者それぞれが、地域の一人ひとりが抱える課題に目を向け、その課題に一人ひとりが主体的に関わるとともに、世代や分野を超えて連携し、課題の解決を図ることができる「地域共生社会の実現に向けた『人』中心の福祉社会づくり」を目指す。

### 【コンセプト】

基本理念の基となるコンセプトを3つの視点で整理。

- （1）課題の顕在化と課題解決に向けた仕組みの再構築
- （2）地域住民や地域内外の多様な主体の参画
- （3）横断的な支援体制の構築

### 【基本目標】

基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げ、各種施策を推進。

- （1）地域福祉を支える人づくり
- （2）安心して暮らせる地域（まち）づくり
- （3）福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

## 5 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

- (1) 意識・機運醸成
- (2) 担い手（リーダー）、支え手、サポーター、コーディネーター等の育成
- (3) ボランティア・NPO等の育成
- (4) 福祉人材の確保、育成

### 基本目標2 安心して暮らせる地域（まち）づくり

- (1) 小地域単位での活動の促進
- (2) 住民参加・交流の促進
- (3) ボランティア・NPO等との連携促進
- (4) 商工業や農林水産業、まちづくり等の分野との連携、協働
- (5) 社会教育との連携
- (6) バリアフリーの推進
- (7) 人権対策の推進
- (8) 災害対策の推進

### 基本目標3 福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

- (1) 担い手や支え手、サポーター等のマッチング、ネットワーク化
- (2) 小地域単位の活動の活性化や連携、横展開支援
- (3) 地域における相談支援体制、情報共有体制の構築
- (4) 地域包括ケア体制の推進
- (5) 分野横断的、総合的な支援
- (6) 災害時の保健福祉支援、被災者見守り、相談支援
- (7) 多文化共生
- (8) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
- (9) 県、市町の推進体制等

## 6 取組事例集（別冊）

当計画で掲げる理念や目標等に沿った各地域における取組みを事例集として整理  
（※随時改訂を行い、内容の充実を図る）